

静岡市被災中小企業等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、令和4年台風第15号の被害を受けた中小企業等の早期の事業の再開を支援することにより、市内の中小企業等の経営に対する災害の影響を軽減し、もって市の経済の安定を図るため、当該中小企業等に対して、予算の範囲内において臨時に支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及びこれに準ずる者として市長が認めるものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する中小企業等で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 令和4年9月23日時点において営業の実態があり、令和4年台風第15号による被害からの復旧後も引き続き営業を継続する意思があること。
- (2) 営業に必要な許認可等を有していること。
- (3) 市内において自ら所有し、又は借り受けて店舗、工場、事務所その他の事業の用に供する建物等（以下「建物等」という。）について、令和4年台風第15号に係る罹災証明書又はこれに準ずる書面（以下「罹災証明書等」という。）に、床上浸水、床下浸水若しくは土間上浸水又は一部損壊等の被害の記載があるものの交付を受けていること。
- (4) 罹災証明書等に床下浸水の記載があるものの交付を受けている場合にあつては、自動車若しくは機械設備等への浸水、土砂の流入その他事業活動の再開に支障があると認められる被害があること。
- (5) 建物等を共同で所有している場合にあつては、共有者を代表する者であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

- イ 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
- エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- カ 国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- キ 政治団体及び宗教団体
- ク 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有しているもの
- ケ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの
- コ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるもの
- サ アからコまでに掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、一の中小企業等につき、10万円とする。

（交付回数）

第5条 一の交付対象者に対する支援金の交付は、1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、被災中小企業等支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に定める罹災証明書又はこれに準ずる書面

（2）誓約書（様式第2号）

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(支援金の交付等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支援金の交付を決定し、及び支援金の額を確定したときは、被災中小企業等支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により、支援金を交付しないことを決定したときは、被災中小企業等支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定による支援金の額の確定の通知を受けた者は、請求書(様式第5号)に支援金の振込先の口座を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第9条 市長は、規則第16条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した支援金に利息を付して返還させるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

被災中小企業等支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所
申請者 氏名
電話

法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

被災中小企業等支援金の交付を受けたいので、静岡市被災中小企業等支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者概要

主たる事業		<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 観光関連業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
種別	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号（13桁）			
		資本金又は出資金	万円	常時使用する従業員数	人
	<input type="checkbox"/> 個人	生年月日			

2 罹災証明書の交付を受けた建物等について

原因	
所在地	
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他（ ）
屋号、用途等	
床下浸水の場合、その他被害の内容	
建物との関係	<input type="checkbox"/> 不動産所有者（単独） <input type="checkbox"/> 不動産所有者（共同） <input type="checkbox"/> 使用者（店子）

3 添付書類

- (1) 罹災証明書等
- (2) 誓約書（様式第2号）

様式第2号（第6条関係）

誓約書

私は、静岡市被災中小企業等支援金の交付を申請するに当たり、次の内容について、誓約します。

- 1 一の事業者として、重複してこの支援金の申請はしていません。
- 2 次に掲げる要件を全て満たしています。虚偽が判明した場合には、支援金を、利息を付して返還します。
 - (1) 令和4年9月23日時点において営業実態があり、令和4年台風第15号による被害からの復旧後も引き続き営業を継続する意思があること。
 - (2) 営業に係る必要な許認可等を有していること。
 - (3) 大企業及びみなし大企業、国、地方公共団体又は法人税法第2条第5号に規定する公共法人、政治団体並びに宗教団体でないこと。
 - (4) 罹災証明書の交付を受けた建物等を共同で所有する事業者にあつては、共有者を代表する者であること。
 - (5) 次に掲げるものに該当していないこと。
 - ①役員等（申請者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - ②暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - ④役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - ⑤役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 3 静岡市から検査報告又は是正のための措置の求めがあつた場合は、これに応じます。
- 4 支援金の支払については、口座振替により受領することを希望します。

以上

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕
氏名	
電話	

様式第3号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名

被災中小企業等支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市被災中小企業等支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定し、及び支援金の額を確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

被災中小企業等支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市被災中小企業等支援金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

不交付の理由

様式第5号（第8条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

請求者 住所 氏名 電話

法人にあっては、その主たる事務所の所在地

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで交付の確定を受けた支援金について、静岡市被災中小企業等支援金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先口座（個人にあっては本人、法人にあっては当該法人が名義人である口座に限る。）

金融機関		本・支店名		口座番号			
銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店 支店					
金融機関 コード		支店コード		種目	普通・当座・その他		
口座名義人 (カナ)							